

「後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）（案）」に関するパブリックコメントの実施について

三重県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を円滑に実施するため、地方自治法第291条の7の規定により「後期高齢者医療広域連合広域計画」を作成する必要があります。

このたび、令和4年度から令和8年度まで（5年間）の広域計画（第4期）の策定に向けて、「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）（案）」を作成しましたので、これに対する皆さまからのご意見を広く募集します。

●ご意見を募集する案件

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）（案）

●公表場所

(1) 三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ

(2) 三重県後期高齢者医療広域連合事務局

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

●募集期間

令和3年12月8日（水）から令和3年12月28日（金）午後5時15分（必着）まで

●意見を提出できる方

(1) 三重県内に在住の方、または在勤・在学の方

(2) 三重県内に所在する団体

●提出方法

所定の意見記入用紙に、住所、氏名（名称）、連絡先（電話番号）を記入のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

郵送又は持参：514-0003

三重県津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館B1

三重県後期高齢者医療広域連合総務企画課 宛

FAX：059-221-6881

電子メール：koukikourei-mie@mie-kouiki.jp

（件名に「広域計画（案）に対する意見」とご記入ください。）

※口頭及び電話での意見提出はできません。

※提出いただくご意見は、日本語で作成願います。

●個人情報の取り扱い

いただいたご意見は、この意見募集に関する業務のみに使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、公表はいたしません。

また、提出いただいたご意見で、公表することにより個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものについては、その全部又は一部を公表いたしません。

●提出いただいたご意見の取り扱い

いただいたご意見を考慮しながら、最終案を決定するとともに、後日、ご意見（単なる賛否のみの表明にかかるもの及び公表した計画の案に関係ないものを除く）に対する三重県後期高齢者医療広域連合の考え方についてホームページで公表します。

なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の内容は要約し、同様のご意見は、まとめて掲載する場合があります。

●問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合総務企画課

電話番号：０５９－２２１－６８８０

受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

●参考資料

「三重県後期高齢者医療広域連合規約」

「地方自治法」（抜粋）

「高齢者の医療の確保に関する法律」（抜粋）